

(予防) 短期入所生活介護 湘南喜楽園 料金表

【ユニット型個室】

【介護予防短期入所生活介護】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で利用料金を計算しています。

令和6年6月現在

要介護度区分	1日あたりの 単位数		介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要支援1	529		1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	1,740円	5,286円	5,907円
				第2段階	600円	820円	2,040円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	2,930円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,230円		
				第4段階	1,445円	2,600円	4,665円		
要支援2	656		1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	1,889円	5,584円	6,354円
				第2段階	600円	820円	2,189円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,079円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,379円		
				第4段階	1,445円	2,600円	4,814円		

【短期入所生活介護】

要介護度区分	1日あたりの 単位数		介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要介護1	704		1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	1,946円	5,697円	6,523円
				第2段階	600円	820円	2,246円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,136円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,436円		
				第4段階	1,445円	2,600円	4,871円		
要介護2	772		1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	2,025円	5,856円	6,762円
				第2段階	600円	820円	2,325円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,215円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,515円		
				第4段階	1,445円	2,600円	4,950円		
要介護3	847		1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	2,113円	6,032円	7,026円
				第2段階	600円	820円	2,413円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,303円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,603円		
				第4段階	1,445円	2,600円	5,038円		
要介護4	918		1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	2,197円	6,199円	7,276円
				第2段階	600円	820円	2,497円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,387円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,687円		
				第4段階	1,445円	2,600円	5,122円		
要介護5	987		1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	2,278円	6,361円	7,519円
				第2段階	600円	820円	2,578円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,468円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,768円		
				第4段階	1,445円	2,600円	5,203円		

※裏面に続く

*上記の料金は、1単位×10,33円（地域区分）で計算されています。

*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

*食費については（朝食385円、昼食530円、夕食530円）食べられた分のみ請求させていただきます。

*ご利用の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。

(予防) 短期入所生活介護 湘南喜楽園 料金表

【各種加算項目】

加算項目	内容等	加算料金 (1割負担)	適用
送迎加算	自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円	○
緊急短期入所受入加算	計画にはない短期入所生活介護を緊急に行った場合(原則7日間)	90円/日	※
長期利用減算(31~60日)	同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して減算を行う(60日まで)	-30円/日	※
長期利用減算(61日以降)	同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して減算を行う	-32円/日	※
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数に対して13.6%		○

* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。